

第三十九号議案

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小池百合子

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の定数に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一の項中「三二、七八八人」を「三三、二一六人」に改め、同表二の項中「一五、八一一人」を「一六、〇六二人」に改め、同表三の項中「一〇、六九九人」を「一〇、五四三人」に改め、同表四の項中「五、九一一人」を「五、九七六人」に改め、同表合計の項中「六五、二〇九人」を「六五、七九七人」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（提案理由）

学校職員の定数を改める必要がある。